

## 「千代田市」をめざす決議

地方自治法の改正により、平成12年4月から23特別区は基礎的な地方公共団体に位置づけられ、昭和20年以来、区民・区・区議会が一体となって取り組んできた特別区の自治権拡充運動が、55年間の歳月を経て大きな節目を迎えることとなった。

しかし、特別区の実態は地方自治法に規定する「市」には未だ程遠く、自立した行政運営を行うために必要な事務権能等は制限されたままとなっている。なかでも、市町村財政の基幹税目である固定資産税の課税徴収権が東京都に留保されたままであり、本区の自主・自律の区政運営の妨げになっているばかりか、区民は依然として過重な税負担に苦しみ続けている。

こうした実状から、今回の地方自治法改正は本区議会が長年にわたり取り組んできた自治権拡充運動の一里塚であると認識し、引き続き「市」を目指した運動の必要性を痛感しているところである。

国において、新たな自治制度の検討に着手する動きがある中で、自主・自律の自治体運営に向けた環境整備が喫緊の課題であると同時に、近い時期に地方自治法の再度の改正が求められるものと認識している。その際、地方議会においても役割・権能強化の視点を取入れ、議会制民主主義の充実を図るべきであると考えます。

国が検討する新たな地方自治体は、これまで言われている「市」の概念を超えたものになると想定されるが、私たちは、これに対し、区民の代表で構成される千代田区議会が、独自の理念・視点から、自らの自治権確立に向けて、地域から主体的に発信していくことが重要であると考えます。

以上の経緯と現状を踏まえ、千代田区議会は区民、行政、そして千代田区を構成する全ての人々と協力しながら、新たな自治体としての「千代田市」形成に向けて全力で取り組む決意である。

以上、決議する。

平成13年10月16日

千代田区議会